

特定非営利活動法人

暮らしづくりネットワーク北芝

定

款

## 特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府箕面市萱野2丁目11番4号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、つぎの各号のミッション（社会的使命）に基づく事業を行ない、公益に寄与することを目的とする。

- (1) 差別・偏見をのり越え、開かれたまちづくりをすすめること
- (2) 多様な暮らしづくりをすすめ、豊かな文化と生活をきずくこと
- (3) 住民どうしが支えあい、誰もがほっとかれない地域をつくること

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- 1 「困った」とりくみ「やりたい」をかなえる隣保館の管理・運営
- 2 子どもたちや若者が安心して歩める力と進路環境の整備
- 3 お互いさま助けあいの土壌づくり・地域福祉の推進
- 4 人権・まちづくりに関する調査研究および政策の開発と提案
- 5 制度の狭間の課題への対応をすすめる
- 6 地域に根ざしたまちづくり活動を行う個人・団体の運営・活動に関する相談、支援および協働活動の推進
- 7 前払式支払手段（まーぶ）の発行
- 8 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

#### (2) その他の事業

- 1 物品販売業
- 2 不動産販売業
- 3 物品貸付業
- 4 不動産貸付業
- 5 請負業
- 6 料理店業その他の飲食店業
- 7 駐車場業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する個人または団体

#### (入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員 この法人の目的を達成するための活動に参画する意思のあるもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思のあるもの

- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし代表理事は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理するとともに、第2項の規定に従い代表理事の職務を代理する場合の副代表理事を除き代表理事以外の理事は、この法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、箕面市に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	竹下政行
副代表理事	中嶋嘉伸
理事	槇平道子
同	前田やゑ子
同	蒲隆夫
同	井原芳朗
同	菅原かおり
同	埋橋淑子
監事	前田征一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人正会員年会費一口	5,000円
------------	--------



団体正会員年会費一口 10,000円  
賛助会員年会費 一口 3,000円

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝  
設立代表者 井 上 一 二 三 印

- 附則  
この定款は、2001年10月15日から施行する。
- 附則  
この定款は、2005年3月14日から施行する。
- 附則  
この定款は、2011年3月11日から施行する。
- 附則  
この定款は、2013年6月6日から施行する。
- 附則  
この定款は、2013年12月10日から施行する。
- 附則  
この定款は、2014年10月28日から施行する。
- 附則  
この定款は、2018年6月16日から施行する。
- 附則  
この定款は、2019年6月22日から施行する。
- 附則  
この定款は、2024年 月 日から施行する。

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝  
代表理事 埋 橋 伸 夫 印

# 2024年度事業計画書

(2024年4月1日～2025年3月31日)

特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝

## I 事業の実施方針

昨年度まで実施していた組織のありかた研究会で議論された内容に基づき、人材育成、組織マネジメントのありかたの見直しなど、組織運営の基盤強化に取り組む。事業としては位置づけの見直し、整理を行うことで充実、円滑化を図る。

## II 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### 1 地域NPO トータル支援事業

【内 容】活動を起こそうとする地域住民、または団体に対する中間支援を行う

【実施場所】当法人事務所

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】2,594千円(受取会費528千円、受取寄付金2,066千円)

【費 用】3,384千円(人件費800千円、光熱水費700千円、消耗品費20千円、法人管理費1,200千円、通信運搬費100千円、修繕費200千円、その他経費364千円)

#### 2 自主研究事業

##### (1) 調査研究事業

【内 容】新しい社会課題に対する調査研究を行う  
若者自立支援、先進地視察、SNS相談

【実施場所】箕面市立萱野中央人権文化センター(らいとびあ21)

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】30,462千円(SNS相談事業12,844千円、補助金17,618千円)

【費 用】28,875千円(人件費13,758千円、報酬費7,370千円、リース料1,058千円、賃借料1,440千円、消耗品費1,391千円、地代家賃960千円、旅費交通費720千円、広告宣伝費634千円、委託料200千円、通信運搬費89千円、光熱水費60千円、租税公課費1,168千円、その他経費27千円)

##### (2) 生活困窮者自立支援事業

【内 容】箕面市における生活困窮者自立支援事業のうち、就労準備事業の一部を担う

【実施場所】当法人事務所

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】7,129千円

【費 用】7,129千円(人件費5,238千円、委託料600千円、リース料360千円、報酬費241千円、租税公課費690千円)

#### 3 情報発信事業

【内 容】 ホームページ、ブログ、SNS管理等

【実施場所】 箕面市立萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）および北芝住宅集会所等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】 0円

【費 用】 0円

#### 4 NPO相談事業

当該年度は実施無し

#### 5 箕面市立萱野中央人権文化センター指定管理事業

【内 容】 貸館事業、相談事業、生涯学習事業、地域コミュニティ推進事業、人権啓発事業、地域教育事業など

【実施場所】 箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市民およびその周辺市民または団体

【収 益】 121,801千円（委託料112,101千円、利用料収入5,000千円、雑収入2,900千円、事業収入1,800千円、）

【費 用】 121,801千円（人件費66,739千円、外注費27,560千円、光熱水費6,000千円、租税公課費6,110千円、リース料4,983千円、報酬費3,050千円、賃借料1,380千円、消耗品費1,270千円、仕入800千円、通信運搬費630千円、旅費交通費660千円、広告宣伝費580千円、保険料518千円、修繕費320千円、車両費330千円、その他経費881千円）

#### 6 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

【内 容】 障がいのある子どもたちを対象とした放課後の時間や長期休み中の居場所や支援

【実施場所】 箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市民およびその周辺市民または団体

【収 益】 18,866千円（委託料18,850千円、事業収入6千円、雑収入10千円）

【費 用】 18,866千円（人件費13,184千円、仕入40千円、外注費100千円、広告宣伝費230千円、旅費交通費140千円、通信運搬費5千円、消耗品費5千円、光熱水費200千円、車両費160千円、地代家賃1,263千円、賃借料600千円、リース料1,997千円、保険料199千円、報酬費700千円、その他経費43千円）

#### 7 前払式支払手段発行事業

【内 容】 無期限地域通貨「まーぶ」の発行、管理、運営

【実施場所】 当法人事務所、箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市民および箕面市内協力団体

【収 益】 0円

【費 用】 320千円（前払式支払手段発行業務160千円、広告宣伝費110千円、報酬費50千円）

(2) その他の事業

1 物品販売業 および 5 請負業

【内 容】株式会社アーバンリサーチと共同し、廃棄衣料を活用したリサイクル商品の縫製作業等の受託や視察受入

【実施場所】当法人事務所

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】2,046千円（アーバンリサーチ686千円、その他雑収入1,360千円）

【費 用】2,083千円（アーバンリサーチ外注費21千円、消耗品費1千円、報酬費700千円、その他外注費1,360千円等）

2 不動産販売業

当該年度は実施無し

3 物品貸付業

当該年度は実施無し

4 不動産貸付業

当該年度は実施無し

6 料理店業その他の飲食店業

当該年度は実施無し

7 駐車場業

当該年度は実施無し

# 2025年度事業計画書

(2025年4月1日～2026年3月31日)

特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝

## I 事業の実施方針

昨年度まで実施していた組織のありかた研究会で議論された内容に基づき、人材育成、組織マネジメントのありかたの見直しなど、組織運営の基盤強化に取り組む。事業としては位置づけの見直し、整理を行うことで充実、円滑化を図る。

## II 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### 1 「困った」にとりくみ「やりたい」をかなえる隣保館の管理・運営

【内 容】 地域住民のニーズにあわせた隣保事業の推進をおこなう

(総合生活相談、地域就労支援事業、生活困窮者自立支援事業のうちの就労準備支援事業、生涯学習推進事業、人権啓発推進事業、地域コミュニティ推進事業、貸館業務)

【実施場所】 箕面市立萱野中央人権文化センター (らいとぴあ21)

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】 138,679千円 (生活困窮7,130千円、指定管理121,801千円、補助金9,748千円)

【費 用】 135,373千円 (人件費78,419千円、外注費27,560千円、租税公課費6,800千円、光熱水費6,000千円、リース料5,343千円、報酬費3,291千円、賃借料1,380千円、消耗品費1,270千円、仕入800千円、旅費交通費660千円、通信運搬費630千円、委託料600千円、広告宣伝費580千円、保険料518千円、車両費330千円、修繕費320千円、その他経費872千円)

#### 2 子どもたちや若者が安心して歩める力と進路環境の整備

【内 容】 子ども、若者の居場所、生活、学習を支援する

(遊び・文化・スポーツ推進事業、居場所運営事業、生活支援事業、自主活動応援事業、集団学習支援、個別学習支援、教育相談支援事業、アウトリーチ事業、学校授業、研修支援事業、サポーター育成事業)

【実施場所】 箕面市立萱野中央人権文化センター (らいとぴあ21)

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市萱野地域及びその周辺の子ども、若者、または団体

【収 益】 0円

【費 用】 0円

#### 3 お互いさま助けあいの土壌づくり・地域福祉の推進

【内 容】 地域住民の共助の仕組みづくりを促進する

(地域ネットワーク形成事業)

【実施場所】箕面市立萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）および北芝住宅集会所等  
【実施日時】随時  
【事業の対象者】箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体  
【収 益】0円  
【費 用】0円

4 人権・まちづくりに関する調査研究および政策の開発と提案

【内 容】地域ニーズから今後必要とされるテーマに関する調査研究を行う  
（地域福祉調査研究事業、まちづくり調査研究事業、人権・社会課題調査研究事業）

【実施場所】当法人事務所、箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市民およびその周辺市民または団体

【収 益】12,840千円

【費 用】16,386千円（人件費8,030千円、事業費3,546千円、報酬費2,340千円、租税公課費1,164千円、リース料360千円、消耗品費336千円、旅費交通費300千円、地代家賃240千円、光熱水費60千円、通信運搬費10千円）

5 制度の狭間の課題への対応をすすめる

【内 容】義務教育以降の若者の進路・就労促進と居場所の確保を行う  
（若者自立支援事業、カラーリサイクル事業など）

【実施場所】箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市民およびその周辺市民または団体

【収 益】686千円

【費 用】722千円（報酬費700千円、外注費21千円、消耗品費1千円、支払手数料1千円）

6 地域に根ざしたまちづくり活動を行う個人・団体の運営・活動に関する相談、支援および協働活動の推進

【内 容】地域住民に対する中間支援と協働活動を進める  
（地域ささえあいプラン推進事業）

【実施場所】当法人事務所、箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】随時

【事業の対象者】箕面市萱野地域及びその周辺の住民または団体

【収 益】3,954千円（受取寄付金2,066千円、雑収入1,360千円、受取会費528千円）

【費 用】4,862千円（外注費1,360千円、法人管理費1,200千円、人件費800千円、水道光熱費700千円、修繕費200千円、通信運搬費100千円、消耗品費20千円、その他経費482千円）

7 前払式支払手段（まーぶ）の発行

【内 容】無期限地域通貨「まーぶ」の発行、管理、運営

【実施場所】当法人事務所、箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市民および箕面市内協力団体

【収 益】 0 円

【費 用】 320 千円（広告宣伝費 110 千円、報酬費 50 千円、雑費 160 千円）

8 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

【内 容】 障がいのある子どもたちを対象とした放課後の時間や長期休み中の居場所づくりや支援

【実施場所】 箕面市立萱野中央人権文化センター

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 箕面市民およびその周辺市民または団体

【収 益】 18,866 千円（委託料 18,850 千円、リース料 1,997 千円、事業収入 6 千円、雑収入 10 千円）

【費 用】 18,866 千円（人件費 13,184 千円、地代家賃 1,263 千円、報酬費 700 千円、賃借料 600 千円、広告宣伝費 230 千円、光熱水費 200 千円、保険料 199 千円、車両費 160 千円、旅費交通費 140 千円、外注費 100 千円、仕入 40 千円、通信運搬費 5 千円、消耗品費 5 千円、その他経費 43 千円）

(2) その他の事業

1 物品販売業

当該年度は実施無し

2 不動産販売業

当該年度は実施無し

3 物品貸付業

当該年度は実施無し

4 不動産貸付業

当該年度は実施無し

5 請負業

当該年度は実施無し

6 料理店業その他の飲食店業

当該年度は実施無し

7 駐車場業

当該年度は実施無し

(定款にその他の事業の定めがある場合の活動予算書)

# 2024年度活動予算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
個人正会員受取会費	225,000		225,000
団体正会員受取会費	300,000		300,000
賛助会員受取会費	3,000		3,000
2. 受取寄附金	2,066,096		2,066,096
3. 受取補助金	17,617,697		17,617,697
4. 事業収益			
生活困窮者自立支援受託収益	7,129,629		7,129,629
福祉事業収益	18,865,900		18,865,900
SNS相談事業収益	12,843,763		12,843,763
指定管理事業収益	121,801,204		121,801,204
5. その他収益			
雑収入(アパソナリサーチ売上ほか)		2,045,790	2,045,790
経常収益計	180,852,289	2,045,790	182,898,079
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	98,919,000		98,919,000
報酬費	11,411,000	2,060,000	13,471,000
人件費計	110,330,000	2,060,000	112,390,000
(2) その他経費			
外注費	27,660,000	21,000	27,681,000
旅費交通費	1,520,000		1,520,000
リース料	8,398,000		8,398,000
地代家賃	2,223,000		2,223,000
消耗品費	2,666,000	1,000	2,667,000
光熱水費	6,260,000		6,260,000
修繕費	320,000		320,000
通信運搬費	724,000		724,000
仕入れ	840,000		840,000
委託料	800,000		800,000
保険料	717,000		717,000
広告宣伝費	1,554,000		1,554,000
雑費	5,021,000	1,000	5,022,000
その他経費計	58,703,000	23,000	58,726,000
事業費計	169,033,000	2,083,000	171,116,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	700,000		700,000
法定福利費	100,000		100,000
人件費計	800,000	0	800,000
(2) その他経費			
修繕費	200,000		200,000
法人管理費	1,200,000		1,200,000
通信運搬費	100,000		100,000
消耗品費	20,000		20,000
光熱水費	700,000		700,000
雑費	364,000		364,000
租税公課	7,968,000		7,968,000
その他経費計	10,552,000	0	10,552,000
管理費計	11,352,000	0	11,352,000
経常費用計	180,385,000	2,083,000	182,468,000
当期経常増減額	467,289	△ 37,210	430,079
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	△ 37,210	0	0
当期正味財産増減額	430,079	0	430,079
前期繰越正味財産額	41,729,524	1,015,326	42,744,850
次期繰越正味財産額			43,174,929



(定款にその他の事業の定めがある場合の活動予算書)

# 2025年度活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
個人正会員受取会費	225,000		225,000
団体正会員受取会費	300,000		300,000
賛助会員受取会費	3,000		3,000
2. 受取寄附金	2,066,096		2,066,096
3. 受取補助金	9,748,000		9,748,000
4. 事業収益			
生活困窮者自立支援受託収益	7,129,629		7,129,629
福祉事業収益	18,865,900		18,865,900
SNS相談事業収益	12,840,000		12,840,000
指定管理事業収益	121,801,204		121,801,204
5. その他収益			
雑収入(アパソリサーチ売上ほか)	2,045,790		2,045,790
経常収益計	175,024,619	0	175,024,619
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	99,633,000		99,633,000
報酬費	7,081,000		7,081,000
人件費計	106,714,000	0	106,714,000
(2) その他経費			
外注費	29,041,000		29,041,000
旅費交通費	1,100,000		1,100,000
リース料	7,700,000		7,700,000
地代家賃	1,503,000		1,503,000
消耗品費	1,612,000		1,612,000
光熱水費	6,260,000		6,260,000
修繕費	320,000		320,000
通信運搬費	645,000		645,000
仕入れ	840,000		840,000
委託料	600,000		600,000
保険料	717,000		717,000
広告宣伝費	920,000		920,000
雑費	482,000		482,000
その他経費計	51,740,000	0	51,740,000
事業費計	158,454,000	0	158,454,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	700,000		700,000
法定福利費	100,000		100,000
人件費計	800,000	0	800,000
(2) その他経費			
修繕費	200,000		200,000
法人管理費	1,200,000		1,200,000
通信運搬費	100,000		100,000
消耗品費	20,000		20,000
光熱水費	700,000		700,000
雑費	7,091,000		7,091,000
租税公課	7,964,000		7,964,000
その他経費計	17,275,000	0	17,275,000
管理費計	18,075,000	0	18,075,000
経常費用計	176,529,000	0	176,529,000
当期経常増減額	△ 1,504,381	0	△ 1,504,381
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 1,504,381	0	△ 1,504,381
前期繰越正味財産額			43,174,929
次期繰越正味財産額			41,670,548